令和５年度 沖縄県幼児教育アドバイザー巡回支援訪問事業　実施要項

令和５年１月 26 日
沖縄県教育庁義務教育課

１　目　的

沖縄県幼児教育政策でもある、令和２年３月に策定された「黄金っ子応援プラン（第２期 沖縄県子ども・子育て支援事業支援計画)」に掲げる「幼児教育の質の向上」「円滑な幼小接続」の実現に向けて、県内の乳幼児期の保育・教育の質の向上を図るため、県幼児教育アドバイザー・登録制アドバイザー・幼児教育班指導主事（以下、「助言者」という。）が、市町村行政や幼児教育保育施設及び小学校等（以下、「対象施設」という。）からの派遣依頼に応じた訪問を実施する。なお、令和５年度は、全市町村の計画研修もあわせて実施する。

２　事業内容

※ 登録制アドバイザーによる研修支援及び訪問支援については、５月下旬周知、６月から実施予定。

⑴ 計画研修（令和５年度の実施について）

県幼児教育アドバイザーが、市町村が主催する研修会等に計画的に訪問し、講話を通して指導・助言を行う。（全市町村にて、統一のテーマで講話を行う。）

【令和５年度の実施内容】

○ 講話テーマ ･･･沖縄県の幼児教育の方向性について　～幼児教育の質の向上をめざして～
○ 講 話 時 間 ･･･ 90 分（質疑応答 20 分を含む）
○ 参 加 対 象 ･･･ 幼児教育保育施設の園長 及び 副園長等
※ 可能な限り、すべての幼児教育保育施設を参加対象とすること。
○ 実 施 形 態 ･･･ 参集型 又は ハイブリッド型 又は オンライン
（市町村担当者は、参加人数や会場等を考慮して、形態を検討する。）

⑵ 研修会支援

助言者が、教育事務所や市町村が主催する研修会（園・所長研修会、保育教諭・保育士等研修会、保幼こ小合同研修階会等）において、乳幼児期の教育・保育における環境構成や保育者の援助、指導計画等や、小学校における幼児教育と小学校教育の接続（架け橋プログラム等）について指導・助言を行う。

⑶ 訪問支援

○ 乳幼児期の保育・教育について
幼児教育アドバイザーが、対象施設を訪問し、保育参観を通して、乳幼児理解、乳幼児の姿の捉え方、環境構成、保育者の関わり方、指導計画の作成等について、指導・助言を行う。

○ 小学校教育について
幼児教育班指導主事が、対象施設を訪問し、低学年における生活科の授業参観や幼児教育と小学校教育の接続の取組等について、指導・助言を行う。

3　事業対象

⑴ 計 画 研 修（各市町村１回の実施）

市町村幼児教育担当部局（教育委員会、担当福祉部局）が主催する研修会等

⑵ 研修会支援

教育事務所、市町村幼児教育担当部局（教育委員会、担当福祉部局）が主催する研修会等

⑶ 訪 問 支 援

沖縄県内すべての幼児教育保育施設（認可外保育施設も含む）

小学校（幼児教育と小学校教育の接続等に関すること）

4　実施期間

⑴ 計 画 研 修　　令和５年６月１日（木）　～令和５年 10 月 31 日（火）まで

⑵ 研修会支援　　令和５年５月２日（月）　～令和６年３月１日（金）まで

⑶ 訪 問 支 援　　令和５年５月２日（月）　～令和６年３月１日（金）まで

※　⑵研修会支援及び⑶訪問支援における幼児教育と小学校教育の接続（架け橋プログラム等）の内容についての実施期間は、令和５年７月６日（木）～令和５年 12 月 22 日（金）までとする。

5　実施日・助言者

⑴ 実施日及び時間　　月曜日～金曜日（祝日を除く）の９時～17 時（原則）

⑵ 助言者

依頼内容に応じて、幼児教育班にて助言者を検討し決定する。

○ 乳幼児期の保育・教育について

県幼児教育アドバイザー、登録制アドバイザー

○ 小学校教育について

幼児教育班指導主事、県幼児教育アドバイザー、登録制アドバイザー

※ 訪問支援（園訪問、小学校訪問）の際は、現場の実態把握と支援の方向性等を共有するため、市町村担当者（又は代理の者）の同行を必須とする。

6　申請方法

⑴ 計画研修（対象：市町村行政）

① 「計画研修実施希望調査票」（別紙様式６）の提出

研修会を希望する市町村行政（担当者）は、「計画研修実施希望調査票」を作成の上、令和５年２月 22 日（水）までに義務教育課へ申し込む。

② 「計画研修決定通知書」の送付

令和５年３月中旬を目途として市町村行政あてに送付する。

③ 「事後アンケート」の提出（市町村作成の様式で可）

研修会終了後、10 日以内に、参加者のアンケートを PDF で義務教育課へ提出する。

⑵ 研修会支援（対象：行政）

① 「研修会支援申込書」（別紙様式４）の提出

研修会を希望する市町村行政は、「研修会支援申込書」を作成の上、令和５年２月 22 日（水）までに義務教育課へ申し込む。

② 「研修支援決定通知書」の送付

令和５年３月下旬を目途として市町村行政あてに送付する。

③ 「事後アンケート」の提出（市町村作成の様式で可）

研修会終了後、10 日以内に、参加者のアンケートを PDF で義務教育課へ提出する。

⑶ 訪問支援（対象：幼児教育保育施設） ※「オンライン相談会申請」についても同様。

① 「訪問依頼書」（別紙様式１又は様式２）の提出

希望する対象施設は、県幼児教育アドバイザー訪問依頼書（※ オンライン相談会の場合：様式５）を作成し、市町村を経由して義務教育課へ提出する。

● **申請ルート**

対象施設

↓提出【様式１】又は【様式２】

オンライン相談会希望の場合【様式５】

市町村担当者

↓申請

義務教育課

● **申請受付について**

・施設は訪問依頼書を作成次第、市町村へ提出する。

・市町村担当者は、各施設からの依頼書をとりまとめて、毎月７日までに義務教育課へ提出する。

② 「訪問決定通知・計画書」の送付

幼児教育班担当指導主事が、依頼書をもとに市町村担当者及び施設担当者と日程等を確認・調整を行う。その後、「決定通知・計画書」を市町村及び訪問施設へ送付する。

● **訪問決定通知・計画書の送付ルート**

義務教育課

↓送付 （依頼書提出月の下旬）

市町村担当者

↓送付

訪問施設 ※ 決定通知後に、担当アドバイザーと内容の詳細等を調整する。

③ 「実施報告書」（別紙様式３）の提出

訪問支援実施施設は、実施後 10 日以内に実施報告書を、市町村を経由して義務教育課へ提出する。

● **「実施報告書」の提出ルート**

対象施設 【様式３】

↓提出 ※ 訪問支援実施後、10 日以内

市町村担当者

↓提出

義務教育課